

兵庫県公報

令和3年10月26日 火曜日 第254号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 令和3年度ふぐ処理責任者試験の実施（生活衛生課）	1
○ 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路企画課）	2
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課）	3
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（中播磨県民センター）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	7
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	9
○ 入札公告（県立神戸高等技術専門学院）	9
教育委員会公告	
○ 入札公告（県立龍野北高等学校）	11
教育長訓令	
○ 県立学校教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令	14
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	15

告 示

兵庫県告示第1125号

食品衛生に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第11号）第13条第1項の規定により、令和3年度ふぐ処理責任者試験を次のとおり実施する。

令和3年10月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 試験日時

(1) 学科試験

令和4年2月5日（土）午後1時30分から午後2時30分まで

(2) 実技・鑑別試験

令和4年2月12日（土）又は13日（日）の午前9時から午後6時までの指定した日時

2 試験場所

(1) 学科試験

神戸市中央区下山手通4丁目16-3 兵庫県民会館

同 市同 区中山手通4丁目10-8 ラッセホール

（試験場所は受験票で指定する。）

(2) 実技・鑑別試験

神戸市中央区栄町通3丁目5-1 神戸国際調理製菓専門学校

3 試験科目

- (1) 学科試験
 - ア 水産食品の衛生に関する知識
 - イ ふぐに関する一般知識
- (2) 実技試験
 - ア ふぐの処理と臓器鑑別
 - イ ふぐの処理等の衛生的な取扱い
- (3) 鑑別試験
 - 実物を用いたふぐの種類の種類と名での鑑別

4 受験手続

- (1) 提出書類等
 - ア 受験願書

兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課（以下「生活衛生課」という。）及び各県民局・県民センター健康福祉事務所（但馬県民局新温泉健康福祉事務所を除く。以下同じ。）において配布する。
 - イ 写真1枚

出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、縦7.0センチメートル、横5.0センチメートルのものとし、その裏面に撮影年月日及び氏名を記入したもの。
- (2) 提出期間

令和3年11月29日（月）から同年12月3日（金）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に原則持参すること。
やむを得ず郵送する者については、簡易書留で生活衛生課に上記期間に必着であれば受け付ける。
- (3) 提出先

生活衛生課又は各県民局・県民センター健康福祉事務所に持参して提出すること。
郵送の場合は生活衛生課に提出すること。
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1
兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課
- (4) 手数料

11,000円額の兵庫県収入証紙を受験願書に貼付すること。
受験願書受付後、手数料は返還しない。
なお、手数料とは別に実技試験用のふぐの代金（4,300円）が必要となる（ふぐの代金の詳細については別途指示する。）。

5 携帯品

- (1) 学科試験
 - 受験票及び筆記具（黒鉛筆及び消しゴム）
- (2) 実技・鑑別試験
 - 受験票、筆記具（黒鉛筆及び消しゴム）、包丁、ふきん（3枚程度）、調理に適した衛生的な服装（白衣、帽子、前掛け、調理靴等）、ゼッケン（A4サイズの布等に自分の受験番号を記載したもの）及び安全ピン

6 合格者の発表

- (1) 日時

令和4年3月7日（月）午前10時（ホームページには同日正午公開）
- (2) 場所

生活衛生課及び各県民局・県民センター健康福祉事務所において合格者の受験番号を掲示する。



兵庫県告示第1126号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

その関係図書は、令和3年10月26日から2週間、兵庫県県土整備部土木局道路企画課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類	路線名	区間	指定の部分	備考
主要地方道	豊岡竹野線	豊岡市城崎町湯島字中414から 同 市城崎町湯島字御所477まで	下り線	

兵庫県告示第1127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和3年10月26日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和3年10月26日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和3年10月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 佐野仁井岩屋線	淡路市中持字西ノ岡154番1から 同 市中持字西ノ岡154番1まで	旧	6.0から 17.0まで	43.0	
		新	6.0から 15.0まで	43.0	

兵庫県告示第1128号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年10月26日

中播磨県民センター長 法田尚己

- 指定する貯水施設の所在地
姫路市林田町上伊勢字岩谷口17番
- 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
上伊勢農区	姫路市林田町上伊勢912番地

- 指定する理由
姫路市林田町地域内大津茂川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

兵庫県告示第1129号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年10月26日

中播磨県民センター長 法田尚己

- 指定する貯水施設の所在地
姫路市林田町上伊勢字柿ヶ谷口541番
- 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
上伊勢農区	姫路市林田町上伊勢912番地

- 指定する理由
姫路市林田町地域内大津茂川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

兵庫県告示第1130号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年10月26日

中播磨県民センター長 法田尚己

- 1 指定する貯水施設の所在地
姫路市林田町上伊勢字西山1138番2
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
上伊勢農区	姫路市林田町上伊勢912番地

- 3 指定する理由
姫路市林田町地域内大津茂川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

兵庫県告示第1131号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年10月26日

中播磨県民センター長 法田尚己

- 1 指定する貯水施設の所在地
姫路市林田町上伊勢字西山1138番3
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
上伊勢農区	姫路市林田町上伊勢912番地

- 3 指定する理由
姫路市林田町地域内大津茂川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

兵庫県告示第1132号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年10月26日

中播磨県民センター長 法田尚己

- 1 指定する貯水施設の所在地
姫路市林田町上伊勢字追谷口285番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
上伊勢農区	姫路市林田町上伊勢912番地

- 3 指定する理由
姫路市林田町地域内大津茂川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

兵庫県告示第1133号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定す

る。

令和3年10月26日

中播磨県民センター長 法田尚己

- 1 指定する貯水施設の所在地
姫路市林田町上伊勢字薬師1130番7
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
上伊勢農区	姫路市林田町上伊勢912番地

- 3 指定する理由
姫路市林田町地域内大津茂川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1134号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年10月26日

中播磨県民センター長 法田尚己

- 1 指定する貯水施設の所在地
姫路市林田町上伊勢字薬師1130番3
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
上伊勢農区	姫路市林田町上伊勢912番地

- 3 指定する理由
姫路市林田町地域内大津茂川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1135号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年10月26日

中播磨県民センター長 法田尚己

- 1 指定する貯水施設の所在地
姫路市林田町上伊勢字薬師1130番5
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
上伊勢農区	姫路市林田町上伊勢912番地

- 3 指定する理由
姫路市林田町地域内大津茂川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1136号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年10月26日

中播磨県民センター長 法田尚己

- 1 指定する貯水施設の所在地

加西市東劔坂町字松露谷1339番3

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
小原新農区	姫路市飾東町小原新69番地1

3 指定する理由

姫路市飾東町地域内天川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1137号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年10月26日

中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

神崎郡福崎町高岡字ヲネコリ3番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
板坂区	神崎郡福崎町高岡1829番地1

3 指定する理由

神崎郡福崎町高岡地域内七種川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1138号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年10月26日

中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

神崎郡福崎町高岡字申田12番1

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
板坂区	神崎郡福崎町高岡1829番地1

3 指定する理由

神崎郡福崎町高岡地域内七種川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1139号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年10月26日

中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

神崎郡福崎町東田原字通り堂1228番1

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
田尻区	神崎郡福崎町西田原1831番地2

3 指定する理由

神崎郡福崎町東田原地域内七種川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1140号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年10月26日

中播磨県民センター長 法 田 尚 己

1 指定する貯水施設の所在地

神崎郡市川町浅野字池ノ下45番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
浅野区会	神崎郡市川町浅野513番地5	藤 本 忠 義

3 指定する理由

神崎郡市川町浅野地域内市川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和3年10月26日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 入札に付する県有地

売払物件

物件番号	所 在 地	面 積 (㎡)	地 目	予定価格 (千円)	入札保証金 (千円)
オ	たつの市龍野町北龍野字的場261番7	297.62	宅地	7,767	777
カ	豊岡市出石町弘原字元七軒町71番2	266.41	宅地	4,795	480
キ	朝来市八代字中山11番1	570.35	宅地	5,361	537
ク	洲本市由良三丁目1438番17	425.87	宅地	9,752	976

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な

同意を得ていない者

(6) 破産者で復権を得ない者

(7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者

なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

(9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者

(10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員

(11) 日本語を完全に理解できない者

(12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びに紀尾井町戦略研究所株式会社が定める官公庁オークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者

(13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

3 入札参加申込み

(1) 仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。

(2) 申込手続

一般競争入札の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班に一般競争入札への参加を申し込むものとする。なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。

(3) 受付期間

令和3年10月22日（金）から同年11月8日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

郵送等の場合は、令和3年11月8日（月）消印有効とする。

4 入札説明書（兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

電話（078）341-7711 内線2550・2551

5 入札期間、場所及び開札日時

(1) 入札期間

令和3年11月22日（月）午後1時から同月29日（月）午後1時まで

(2) 入札場所

公有財産売却システム上

(3) 開札日時

令和3年11月29日（月）午後1時経過後直ちに行う。

6 入札方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する（郵送による入札書の提出は認めない。）。

なお、この登録は1回に限り行うことができる。

7 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で1の表中に掲げる額とする。
- (2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

8 入札に関する条件

- (1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時まで登録していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
電話 (078) 341-7711 内線2550・2551



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年10月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三木市末広三丁目120番12、170番、171番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
三木市別所町近藤190番地の1
株式会社ラスコジャパン 代表取締役 島谷 学
- 3 許可年月日及び許可番号
令和3年4月6日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-1号（3三木）



入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年10月26日

契約担当者

県立神戸高等技術専門学院長 横井 準

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
インテリアリフォームコース実習用パソコン等導入業務
- (2) 調達物品及び数量
サーバ1台、デスクトップパソコン21台等一式
- (3) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (4) 納入期限
令和4年3月31日（木）
- (5) 納入場所
県立神戸高等技術専門学院 神戸市西区学園東町5丁目2番
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格と

するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で入札開始日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び本件入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒651-2102 神戸市西区学園東町5丁目2番
県立神戸高等技術専門学院総務課 担当 北田
電 話 (078) 794-6630
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和3年10月26日（火）から同年11月1日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所
令和3年11月10日（水）午後2時 県立神戸高等技術専門学院 本館棟3階 向上訓練教室1
- (4) 入札書等の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書等を提出すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和3年11月9日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。
 - ア 受付期間
令和3年10月26日（火）から同年11月1日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - イ 受付場所
前記3(1)に同じ。
 - ウ 提出書類
仕様確認申込書及び仕様を満たしていることを確認できるカタログ等
 - エ 提出方法
持参又は郵送により提出すること。
 - オ 確認の結果
令和3年11月4日（木）までに入札者に通知する。
- (2) 入札者は、入開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額を、令和3年11月8日（月）午前11時までに納入すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。また、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第84条第1項第3号の規定に該当する場合（過去の契約実績の届出による）は、入札保証金を免除する場合がある。なお、入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和3年11月17日（水）以後の任意の日までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名等が明確に記載されており、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札開始前に一般競争入札参加資格確認通知書の写しを入札執行者に提出すること。

ケ 入札開始前に積算内訳書を入札執行者に提出すること。

コ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

サ 入札書の押印廃止（委任状は押印必要）に伴い、入札会場にて顔写真付き公的書類（運転免許証等）の提示により本人確認を行うので、本人確認ができない場合には、本人、代理人問わず入札参加を認めない。

シ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからサまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ、オ又はサに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

教育委員会公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年10月26日

契約担当者

兵庫県立龍野北高等学校長 出口 勇 人

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

兵庫県立龍野北高等学校 スマートインフィル設備一式

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和4年3月25日（金）

(4) 納入場所

入札説明書等による。

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「入札参加申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

(1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒679-4316 たつの市新宮町芝田125-2

兵庫県立龍野北高等学校 担当 高木

電話 (0791) 75-2900 F A X (0791) 75-2296

(2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和3年10月26日（火）から同年11月18日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札参加申込書の提出期限

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

令和3年10月26日（火）から同年11月18日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 入札・開札の日時及び場所

令和3年12月6日（月）午前10時30分 兵庫県立龍野北高等学校 会議室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による場合は、令和3年12月3日（金）午後4時までに必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（消費税相当額を含む。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和3年12月2日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所及び所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和3年12月14日（火））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の記名があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

ア 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第90条の規定に該当する入札及び申込書等又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

イ 入札時点において、前記2に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

ウ 入札保証保険の保険期間が、上記(4)イに規定する期間に満たない者のした入札は、無効とする。

エ 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

オ 入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

カ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消すものとする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書に示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Deguchi Hayato, Principal of Hyogo Prefectural North Tstsumo Senior High School

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Smartinfill 1 set etc.

(3) Delivery period:

March 25, 2022

(4) Delivery place:

Depends on the bid instructions

- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 November 18, 2021
- (6) Deadline for tender:
10:30 December 6, 2021 by direct delivery
16:00 December 3, 2021 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Mr. Takagi, Administrative Office, North Tatsuno Senior High School
125-2 Kogeta, Shingu-cho, Tatsuno, Hyogo 679-4316
TEL 0791-75-2900 FAX 0791-75-2296

教 育 長 訓 令

兵庫県教育長訓令第6号

県 立 学 校

県立学校教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年10月26日

兵庫県教育長 西 上 三 鶴

県立学校教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

県立学校教職員の服務に関する規程（昭和39年兵庫県教育長訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。
第5条を次のように改める。

（出勤）

第5条 職員は定刻までに出勤し、所定の手続を行わなければならない。

2 校長は、所属の職員の出勤状況を確認するものとする。

第6条第1項中「休暇（以下）の右に「この条及び第19条において」を、「いう。）」の右に「（次条に定める特別休暇を除く。）」を、「いう。以下）の右に「この条において」を加え、「、休暇欠勤願（様式第3号）により」を削り、「校長の」を「、その旨並びにその休暇（その種類を含む。）又は欠勤の別及び期間を校長に申し出て、その」に改める。

第7条第1項中「出産に伴う特別休暇を受けよう」を「職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年兵庫県人事委員会規則第4号）第17条第1項第6号及び第7号に掲げる特別休暇（以下この条において「特別休暇」という。）を得よう」に、「産前の特別休暇願（様式第4号）又は産後の特別休暇願（様式第4号の2）に、医師の証明書を添えて、これを教育長に提出し」を「、その旨及び期間を校長に申し出て」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、職員が急病その他やむを得ない理由により、あらかじめ承認を受けることができないときは、速やかに、その旨を校長に連絡し、事後に承認を受けて特別休暇を得ることができる。

3 職員は、第1項の規定により校長の承認を受けた特別休暇の期間を延長しようとするときは、その旨及び期間を校長に申し出て、その承認を受けなければならない。

第13条中「職務専念義務免除申請書（様式第6号）を教育長に提出し、」を「、その旨並びにその理由及び期間を教育長に申し出て、その」に改める。

第16条第1項中「会計年度任用職員」の右に「（第22条第2項において「会計年度任用職員」という。）」を加え、同条第2項中「速やかに」を「速やかに、」に改め、「添えて」の右に「、これを」を加え、同項第1号から第4号までの規定中「とき」を「場合」に改め、同項第5号中「教育長が必要と認めるもの」を「、職員の履歴に関する事項（教育長が定めるものに限る。）に変更があった場合」に改める。

第22条の見出しを削り、同条中「訓令により、」を「訓令の規定により」に改め、「書類」の右に「又は教育長に対して行う申出に係る書面」を、「職員」の右に「に係るもの」を加え、同条を第22条の2とし、第21条の次に次の1条を加える。

（承認の申出の手続等）

第22条 第6条第1項、第7条第1項若しくは第3項又は第13条の規定による承認（第6条第1項の規定による承認にあつては、病気休暇に係るものを除く。）の申出（以下この条において「承認の申出」という。）は、電子情報処理組織（企画県民部企画財政局新行政課の管理に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と承認の申出をする職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報

処理組織をいう。以下この項において同じ。)を使用して行わなければならない。ただし、電子情報処理組織を使用して承認の申出を行うことができない特別の事情がある場合には、書面により承認の申出を行うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員が承認の申出をする場合の手続については、別に定める。
様式第2号から様式第6号までを次のように改める。

様式第2号から様式第6号まで 削除

附 則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

警 察 本 部 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年10月26日

契約担当者

兵庫県警察本部長 種 部 滋 康

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称
視覚検査装置等賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年10月13日
- 4 落札者の名称及び住所
三菱HCキャピタル株式会社法人事業本部関西法人支店 大阪市淀川区宮原3丁目3番31号
- 5 落札金額
931,150円 (月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和3年9月3日